廿日市小学校 PTA 諸規定 (Ver.3)

表彰規定

- 第1条 会員を表彰するものとして、篤行賞・功労賞を設けます。
 - (1) 篤行賞は、会員の模範となる行動のあったとき、表彰状を随時授けます。
 - (2) 功労賞は、会の発展のため特に寄与したものに対して、総会で表彰状を授けます。運営委員経験者として、この会を退会するものはすべて含みます。
- 第2条 児童を表彰するものとして、善行賞・勉学賞を設けます。
 - (1) 善行賞は、児童の模範となる行動のあったとき、表彰状に副賞をつけ随時授けます。
 - (2) 勉学賞は、卒業生全員に記念品を贈ります。
- 第3条 教職員が転退職するとき、記念品を贈ります。
- 第4条 この規定の運用等については、運営委員会で協議、決定します。

出張旅費規程

第1条 この会の会員及び役員の出張のとき、会の支持を受けて行う場合は、参加費・旅費・宿泊費等を支給します。

慶 弔 規 定

- 第1条 教職員の婚姻時には、御祝として金5,000円を贈ります。
- 第2条 会員が死亡した時は、香典として金5,000円を供えます。
- 第3条 児童が死亡した時は、香典として金10,000円を供えます。
- 第4条 その他必要ある場合は、運営委員会で協議、決定します。
- 附 則 1 この諸規定は平成4年4月24日に改正、実施されました。(Ver.2)
- 附 則 2 この諸規定は平成31年4月20日に改正、実施されました。(Ver.3)